

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和6年1月13日付けの保護変更決定通知書により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

医療診察許可、就労促進手当の支給、都営住宅へ転宅を求める。

処分庁は、以下のとおり法に反している行為をしている。審理員らは審議調査を願いたい。

- ・ 請求人が保護申請を行った際、居住地を無料低額宿泊所以外を求めたにもかかわらず、路上か無料低額宿泊所への入所しかないと強制したこと。
- ・ 施設入所後、転宅のため、転宅先を決定し、見積書を提出したにもかかわらず却下したこと。
- ・ 医療扶助は、受給者証を医療機関へ提示し、医療を受けられるものだが、処分庁は受給者証発行をしておらず、医療券及び調剤券の発行も遅くて、受診できないこと。
- ・ 処分庁は自ら、都営や市営住宅の申込みを勧めてきたが優遇されないこと。
- ・ 処分庁は、就労決定しても必要な物は生活扶助より負担しろとのこと。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 5月 8日	諮問
令和7年 8月18日	審議（第103回第3部会）
令和7年 9月24日	審議（第104回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 生活扶助の移送費

法11条1項1号は、保護の種類として、生活扶助を挙げ、法12条は、生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号に掲げる事項の範囲内において行われるとし、その1つとして移送（2号）を定めている。

そして、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1第3章3は、移送費の額を「移送に必要な最小限度の額」と定めている。

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7・2・(7)・アは、移送費の範囲は、必要最小限度の交通費とすること等を規定してい

る。

(3) 保護の変更の申請に対する決定・通知

法24条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条9項は、同条3項の規定を保護の変更の申請について準用する。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、ハローワーク〇〇への交通費の支給を求める本件申請を受け、領収証等により確認して、移送費340円を支給する本件処分を行ったことが認められる。当該判断に不合理な点はなく、本件処分は上記1の法令等の定めに基づいて適正になされたものであると認められる。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、処分庁が法に反する行為をしているから審議調査してほしい旨主張する。

しかし、本件審査請求における審査の対象は、請求人に対して移送費を支給する旨の本件処分の違法性又は不当性であって、本件処分とは無関係の処分庁の対応等が審査されるものではない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子